

【表紙】

【公表書類】

発行者情報

【公表日】

2026年 5 月29日

【発行者の名称】

株式会社エンゼルグループ
(Angel Group Inc.)

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 新保 光栄

【本店の所在の場所】

新潟県南魚沼郡湯沢町湯沢一丁目 1 番15号
(同所は登記上の本店所在地であり、主な業務は【最寄りの連絡場所】で行っております。)

【電話番号】

該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】

該当事項はありません。

【最寄りの連絡場所】

東京都千代田区有楽町二丁目10番 1 号

【電話番号】

03-6256-0155

【事務連絡者氏名】

取締役副社長 コーポレート本部長 安藤 敏幸

【担当J-Adviserの名称】

株式会社日本M&Aセンター

【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】

代表取締役社長 竹内 直樹

【担当J-Adviserの本店の所在の場所】

東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 2 号

【担当J-Adviserの財務状況が公表される
ウェブサイトのアドレス】

<https://www.nihon-ma.co.jp/ir/>

【電話番号】

03-5220-5454

【取引所金融商品市場等に関する事項】

東京証券取引所 TOKYO PRO Market
なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

【公表されるホームページのアドレス】

株式会社エンゼルグループ
<https://www.angel.co.jp/>

株式会社 東京証券取引所
<https://www.jpx.co.jp/>

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第１【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第4期中	第5期中	第6期中	第4期	第5期
会計期間	自 2023年9月1日 至 2024年2月29日	自 2024年9月1日 至 2025年2月28日	自 2025年9月1日 至 2026年2月28日	自 2023年9月1日 至 2024年8月31日	自 2024年9月1日 至 2025年8月31日
売上高 (千円)	4,486,688	5,266,246	5,681,455	9,729,535	10,391,415
経常利益 (千円)	100,185	606,641	458,793	281,955	573,828
親会社株主に帰属する 中間(当期)純利益 (千円)	45,888	426,797	3,178,500	950,341	3,530,030
中間包括利益又は包括利益 (千円)	45,888	426,797	3,178,500	950,341	3,530,030
純資産額 (千円)	12,283,808	13,611,696	19,826,115	13,197,251	16,632,164
総資産額 (千円)	18,793,497	19,983,972	26,737,086	19,851,854	24,002,740
1株当たり純資産額 (円)	3,070.46	3,402.31	5,098.95	3,296.60	4,280.75
1株当たり 中間(当期)純利益 (円)	11.47	106.71	819.20	237.62	892.78
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	65.3	68.1	74.0	66.4	69.2
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△282,620	△291,344	△1,411,153	△26,522	△180,444
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△772,444	△452,867	2,479,411	△418,890	3,155,735
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,054,795	△128,447	△37,917	1,009,762	△276,971
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (千円)	11,629,135	11,321,094	15,922,415	12,193,754	14,892,073
従業員数 (人)	247	279	302	278	298
〔外、平均臨時雇用人員〕	〔421〕	〔487〕	〔442〕	〔432〕	〔454〕

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの希薄化効果を有しないため、記載しておりません。

2. 第4期中、第4期及び第5期の中間連結財務諸表及び連結財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、有限責任大有監査法人により監査を受けております。

3. 第5期中及び第6期中の中間連結財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、有限責任大有監査法人により期中レビューを受けております。

4. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）は各期間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容に重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

（1）連結会社の状況

2026年2月28日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
リゾート事業	302（442）
合計	302（442）

- （注）1．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）は、当中間連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
- 2．当社グループは宿泊部門の繁閑の差があるため、夏冬のパートタイマー、派遣社員を多数雇用しています。よって、宿泊部門の業況が臨時雇用者数の増減に関連しております。
- 3．当社グループはリゾート事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

（2）発行者の状況

2026年2月28日現在

従業員数（人）
36（9）

- （注）1．従業員数は就業人員（社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、当中間会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
- 2．当社はリゾート事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

（3）労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。具体的には、従業員への定期的なヒアリングやサークル活動への補助などを通じ、良好なコミュニケーションと信頼関係を維持しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果などにより、景気は緩やかな回復基調で推移しました。一方で資源価格の高騰、物価上昇や円安の進行、米国とイスラエルによるイラン攻撃による影響など、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

リゾートを取り巻く環境としましては、インバウンド需要等により活気を取り戻しつつありましたが、中国政府による中国国民に対する日本への渡航自粛要請など、インバウンド需要への影響が懸念され、先行き不透明な状況となっております。

当社グループにおきましては、宿泊部門はインバウンド需要の影響が限定的であり、堅調に推移いたしました。新規オープンとして、『エンゼルフォレスト熱海自然郷』の一角に『エンゼルフォレスト熱海』としてヴィラ14棟、『エンゼルフォレスト那須』は2つのタイプのコテージを9棟、『エンゼルフォレスト白河高原』は新たな取り組みとしてガゼボを完備した連棟タイプ含めた全9室をオープンしております。

管理部門では、マンション管理で業務の内製化を進めつつ新規管理物件の獲得に努め、管理棟数を2棟増やしております。別荘地管理では、2025年10月に事業譲受により管理別荘地を増やしております。この事業譲受により、負ののれん発生益2,911,076千円を計上しております。

不動産部門では、引き続き積極的に社有物件からの販売を進めております。また、新たに那須地域での投資用物件の販売を開始いたしました。

この結果、当中間連結会計期間の売上高は5,681,455千円（前年同期比7.9%増）、営業利益は467,349千円（前年同期比23.4%減）、経常利益は458,793千円（前年同期比24.4%減）、親会社株主に帰属する中間純利益は3,178,500千円（前年同期比644.7%増）となりました。

なお、当社グループはリゾート事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という）は15,922,415千円で、前連結会計年度末に比べ1,030,341千円増加しております。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、1,411,153千円の資金の減少（前年同期は291,344千円の減少）となりました。これは主に、税金等調整前中間純利益3,366,104千円、負ののれん発生益2,911,076千円、棚卸資産の増加額1,694,142千円等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、2,479,411千円の資金の増加（前年同期は452,867千円の減少）となりました。これは主に、事業譲受による収入2,976,999千円、有形固定資産の取得による支出500,515千円等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、37,917千円の資金の減少（前年同期は128,447千円の減少）となりました。これは主に、長期借入れによる収入158,000千円、短期借入金の純増額100,000千円、長期借入金の返済による支出224,669千円、社債の償還による支出63,200千円等によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

当社グループは、リゾート事業の単一セグメントであるため、販売実績につきましては、セグメント別の記載に代えて事業区分別に記載しております。

（１）生産実績

当社グループが提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

（２）受注状況

当社グループが提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

（３）販売実績

当中間連結会計期間における販売実績を示すと、次のとおりであります。

部門	第 6 期中間連結会計期間 (自 2025年 9 月 1 日 至 2026年 2 月 28 日)	
	販売高 (千円)	前年同期比 (%)
宿泊部門	2,936,992	114.1
管理部門	1,344,091	114.7
不動産部門	1,161,048	101.5
その他	239,322	63.4
合計	5,681,455	107.9

(注) 1. グループ会社間の取引については、相殺消去しております。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績に対する割合が10%以上の相手先がないため記載を省略しております。

3【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループの対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たな事業リスクの発生、または前連結会計年度の発行者情報に記載した事業等のリスクについては、重要な変更はありません。

また、株式会社東京証券取引所が運営を行っておりますTOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載します。

(J-Adviserとの契約について)

当社は、本書公表日現在において、株式会社日本M&Aセンターとの間で、担当J-Adviser契約（以下、「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

<J-Adviser契約解除に関する条項>

当社（以下、「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、株式会社日本M&Aセンター（以下、「乙」という）はJ-Adviser契約（以下、「本契約」という）を即日無催告解除することができる。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様）に債務超過の状態を解消できなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下、「産競法」という。）に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産業競争力強化法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態を解消することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態を解消できなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態を解消するための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の

（a）及び（b）に定める書面に基づき行うものとする。

（a）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合、当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

ロ 産競法に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合、当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

（b）本号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態を解消するための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業の譲渡又は解

散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、甲が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。

（a）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

（b）甲が前号cに規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。

（a）TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。

（b）前aの（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

（a）TOKYO PRO Marketの上場株券等

（b）特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

c 甲が、a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（本条③bの規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社とする株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はiからviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧ 発行情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を

除く。)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪ 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが事実となった場合

⑫ 株式の譲渡制限

甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬ 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭ 指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮ 株主の権利の不当な制限

甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。

d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。

f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯ 全部取得

甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

⑰ 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合。

なお、本書公表日現在において、J-Adviser契約の解約につながる上記の事象は発生しておりません。

5 【重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間末現在において当社グループが判断したものであります。

（1）重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。

また、この中間連結財務諸表の作成にあたり、経営者による会計上の見積りを必要とします。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や現状等を総合的に勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

（2）財政状態の分析

（資産）

当中間連結会計期間末における資産合計は26,737,086千円となり、前連結会計年度末に比べ2,734,346千円増加いたしました。これは主に、現金及び預金の増加1,030,106千円及び販売用不動産の増加1,683,153千円によるものであります。

（負債）

当中間連結会計期間末における負債合計は6,910,971千円となり、前連結会計年度末に比べ459,604千円減少いたしました。これは主に、流動負債のその他の減少395,604千円及び社債の減少77,200千円によるものであります。

（純資産）

当中間連結会計期間末における純資産合計は19,826,115千円となり、前連結会計年度末に比べ3,193,950千円増加いたしました。これは主に、親会社株主に帰属する中間純利益3,178,500千円による利益剰余金の増加によるものであります。

（3）経営成績の分析

「第3【事業の状況】1【業績等の概要】（1）業績」に記載のとおりであります。

（4）経営成績に重要な影響を与える要因

当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「第3【事業の状況】4【事業等のリスク】」に記載のとおりであります。

（5）キャッシュ・フローの状況の分析

当社グループのキャッシュ・フローの状況につきましては、「第3【事業の状況】1【業績等の概要】（2）キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

国内子会社において、当中間連結会計期間に以下の設備を取得いたしました。

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額（千円）					従業員数 (名)
			建物及び 構築物	機械装置及 び運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
㈱エンゼルフォレストリゾート	エンゼルフォレスト白河高原 (福島県岩瀬郡天栄村)	ホテル等	206,536	975	4,736 (一)	7,884	220,133	-

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は工具器具備品であります。

2. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は当中間連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備計画の完了（2026年2月28日現在）

前連結会計年度末に計画していた設備計画のうち、当中間連結会計期間に完了したものは、次のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	投資額（千円）	完成年月	完成後の増加能力
㈱エンゼルフォレストリゾート	エンゼルフォレスト白河高原 (福島県岩瀬郡天栄村)	コテージ	109,412	2025年12月	2室増加

(注) 当社グループは、リゾート事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 重要な設備の新設

当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設の計画はありません。

(3) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数 (株)	未発行株式数 (株)	中間連結会計期間 末現在発行数 (2026年2月28日) (株)	公表日現在 発行数 (2026年5月29日) (株)	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	16,000,000	11,560,000	4,440,000	4,440,000	東京証券取引所 TOKYO PRO Market	単元株式数 100株
計	16,000,000	11,560,000	4,440,000	4,440,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

第3回新株予約権（2024年12月12日取締役会決議）

区分	中間会計期間末現在 (2026年2月28日)	公表日の前月末現在 (2026年4月30日)
新株予約権の数(個)	(注) 1 4,180	(注) 1 4,160
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	(注) 1 209,000	(注) 1 208,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注) 2 850	同左
新株予約権の行使期間	自 2026年12月13日 至 2034年12月12日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 850 資本組入額 425	同左
新株予約権の行使の条件	①新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、従業員、顧問その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。 ②新株予約権の行使は、当社普通株式が東京証券取引所、名古屋証券取引所その他日本国内の金融商品取引所（TOKYO PRO Marketを除く）のいずれかに上場することを条件とする。 ③新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。 ④新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。 ⑤新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、50株であります。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

2. 当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{ccccccc} \text{調整後} & = & \text{調整前} & & \text{既発行} & \text{新規発行} & \text{1株当たり} \\ \text{行使価額} & & \text{行使価額} & \times & \text{株式数} & \text{株式数} & \text{払込金額} \\ & & & & + & \times & \\ & & & & & \text{1株当たりの時価} & \\ & & & & \text{既発行株式数} & + & \text{新規発行株式数} \end{array}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の普通株式に係る発行済株式総数から当社が保有する当社の普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記1に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記2で定められた行使価額を調整して得られる再編後行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使の条件
新株予約権の行使条件に準じて決定する。
- ⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額に準じて決定する。
- ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑨ 新株予約権の取得事由
 - (1) 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合には取締役会決議がなされた場合）は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、無償で新株予約権の全部を取得することができる。
 - (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記⑥に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する新株予約権を決定するものとする。

第4回新株予約権（2025年4月14日取締役会決議）

区分	中間会計期間末現在 (2026年2月28日)	公表日の前月末現在 (2026年4月30日)
新株予約権の数（個）	(注) 1 3, 275	(注) 1 3, 255
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	(注) 1 163, 750	(注) 1 162, 750
新株予約権の行使時の払込金額（円）	(注) 2 850	同左
新株予約権の行使期間	自 2027年4月15日 至 2035年4月14日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 850 資本組入額 425	同左
新株予約権の行使の条件	①新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、従業員、顧問その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。 ②新株予約権の行使は、当社普通株式が東京証券取引所、名古屋証券取引所その他日本国内の金融商品取引所（TOKYO PRO Marketを除く）のいずれかに上場することを条件とする。 ③新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。 ④新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。 ⑤新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、50株であります。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

2. 当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の

行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\frac{\text{調整後行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \right)}{\text{調整前行使価額}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の普通株式に係る発行済株式総数から当社が保有する当社の普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記1に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記2で定められた行使価額を調整して得られる再編後行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使の条件
新株予約権の行使条件に準じて決定する。
- ⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額に準じて決定する。
- ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑨ 新株予約権の取得事由
 - (1) 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合には取締役会決議がなされた場合）は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、無償で新株予約権の全部を取得することができる。
 - (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記⑥に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する新株予約権を決定するものとする。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額(千円)	資本準備金残高 (千円)
2025年9月1日～ 2026年2月28日	—	4,440,000	—	100,000	—	222

(6) 【大株主の状況】

2026年2月28日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
新保 光栄	新潟県小千谷市	2,509,900	64.68
小千谷産業株式会社	新潟県小千谷市本町1丁目3番3号	580,000	14.94
安藤 敏幸	東京都江戸川区	189,000	4.87
地方創生新潟1号投資事業有限責任組合	新潟県新潟市中央区天神1丁目1番地	120,000	3.09
田中 耕介	神奈川県横浜市港北区	100,000	2.57
新保 ミイ	新潟県小千谷市	80,000	2.06
海津 勇一郎	新潟県長岡市	80,000	2.06
大塚 勇栄	埼玉県さいたま市南区	80,000	2.06
新保 ゆかり	新潟県小千谷市	40,000	1.03
大澤 知子	東京都板橋区	20,000	0.51
山崎 ゆみ子	新潟県小千谷市	20,000	0.51
有限会社新栄	新潟県小千谷市大三仏生4078	20,000	0.51
計	—	3,838,900	98.94

(注)株式総数に対する所有株式数の割合(%)は、小数点以下第3位を切捨てて表示しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年2月28日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 560,000	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 3,880,000	38,800	1単元の株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	4,440,000	—	—
総株主の議決権	—	38,800	—

② 【自己株式等】

2026年2月28日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式 数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式 数の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合 (%)
(自己保有株式) 株式会社エンゼルグループ	新潟県南魚沼郡湯沢町湯沢 一丁目1番15号	560,000	—	560,000	12.61
計	—	560,000	—	560,000	12.61

2 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年9月	2025年10月	2025年11月	2025年12月	2026年1月	2026年2月
最高 (円)	—	—	—	—	—	—
最低 (円)	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおけるものであります。

2. 2025年9月から2026年2月については、売買実績がありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の発行者情報公表後、本発行者情報公表日までの役員の異動はありません。

第6【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。当社の中間連結財務諸表は、第一種中間連結財務諸表であります。
- (2) 当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当社の当中間連結会計期間（2025年9月1日から2026年2月28日まで）の中間連結財務諸表について、有限責任大有監査法人により期中レビューを受けております。

【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年8月31日)	当中間連結会計期間 (2026年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	15,413,586	16,443,692
受取手形及び売掛金	745,230	830,733
販売用不動産	1,940,051	3,623,204
商品及び製品	117,524	109,002
未成工事支出金	123,027	205,262
原材料及び貯蔵品	33,273	45,769
その他	1,117,981	614,109
貸倒引当金	△48,352	△60,993
流動資産合計	19,442,322	21,810,781
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	2,803,049	2,918,543
その他	1,319,603	1,562,822
有形固定資産合計	4,122,652	4,481,365
無形固定資産		
のれん	15,910	13,690
その他	34,671	32,511
無形固定資産合計	50,581	46,201
投資その他の資産		
その他	400,909	412,283
貸倒引当金	△13,723	△13,543
投資その他の資産合計	387,185	398,739
固定資産合計	4,560,418	4,926,305
資産合計	24,002,740	26,737,086

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年 8 月 31 日)	当中間連結会計期間 (2026年 2 月 28 日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	159,935	123,243
工事未払金	44,320	35,040
短期借入金	—	100,000
1 年内償還予定の社債	126,400	140,400
1 年内返済予定の長期借入金	426,686	398,382
未払法人税等	248,926	220,690
賞与引当金	91,090	105,704
その他	1,596,762	1,201,157
流動負債合計	2,694,121	2,324,619
固定負債		
社債	192,000	114,800
長期借入金	2,224,660	2,186,295
退職給付に係る負債	7,879	7,671
資産除去債務	73,753	74,071
企業結合に係る特定勘定	684,899	734,435
その他	1,493,263	1,469,078
固定負債合計	4,676,455	4,586,351
負債合計	7,370,576	6,910,971
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金	7,362	7,362
利益剰余金	16,977,831	20,152,452
自己株式	△475,880	△475,880
株主資本合計	16,609,314	19,783,934
新株予約権	22,850	42,180
純資産合計	16,632,164	19,826,115
負債純資産合計	24,002,740	26,737,086

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)	当中間連結会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)
売上高	5,266,246	5,681,455
売上原価	1,209,070	1,428,226
売上総利益	4,057,175	4,253,228
販売費及び一般管理費	※ 3,446,866	※ 3,785,878
営業利益	610,309	467,349
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	1,612	15,100
受取保険料	1,790	7,511
土地使用料	5,466	6,917
その他	5,831	5,575
営業外収益合計	14,700	35,104
営業外費用		
支払利息	15,671	18,461
貸倒引当金繰入	—	22,748
その他	2,697	2,451
営業外費用合計	18,369	43,661
経常利益	606,641	458,793
特別利益		
負ののれん発生益	—	2,911,076
新株予約権戻入益	18,637	—
収用補償金	10,678	—
その他	10,002	2
特別利益合計	39,317	2,911,078
特別損失		
減損損失	2,093	—
固定資産除却損	4,252	3,670
その他	—	96
特別損失合計	6,346	3,767
税金等調整前中間純利益	639,612	3,366,104
法人税等	212,814	187,604
中間純利益	426,797	3,178,500
親会社株主に帰属する中間純利益	426,797	3,178,500

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)	当中間連結会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)
中間純利益	426,797	3,178,500
中間包括利益	426,797	3,178,500
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	426,797	3,178,500

③【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年 9月 1 日 至 2025年 2月 28日)	当中間連結会計期間 (自 2025年 9月 1 日 至 2026年 2月 28日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	639,612	3,366,104
減価償却費	143,930	157,304
のれん償却額	2,220	2,220
負ののれん発生益	—	△2,911,076
減損損失	2,093	—
株式報酬費用	10,284	19,330
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	—	△208
賞与引当金の増減額 (△は減少)	489	14,614
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	6,818	6,954
受取利息及び受取配当金	△1,612	△15,100
受取保険料	△1,790	△7,511
支払利息	15,671	18,461
固定資産除却損	4,252	3,670
収用補償金	△10,678	—
新株予約権戻入益	△18,637	—
売上債権の増減額 (△は増加)	△106,557	△77,979
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△719,275	△1,694,142
未成工事支出金の増減額 (△は増加)	176,722	△82,235
前払金の増減額 (△は増加)	118,662	464,311
仕入債務の増減額 (△は減少)	△15,417	△45,641
未払消費税等の増減額 (△は減少)	102,966	△219,909
未収消費税等の増減額 (△は増加)	△94,701	122,491
未払金の増減額 (△は減少)	△70,422	△18,120
契約負債の増減額 (△は減少)	△223,416	△172,239
その他	△85,877	△101,183
小計	△124,659	△1,169,884
利息及び配当金の受取額	1,528	16,444
利息の支払額	△16,734	△19,080
環境対策費用の支払額	△83,412	△18,490
保険金の受取額	1,790	29,531
補償金の受取額	10,678	—
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	△80,534	△249,674
営業活動によるキャッシュ・フロー	△291,344	△1,411,153
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△300,620	△321,243
定期預金の払戻による収入	300,615	321,478
有形固定資産の取得による支出	△468,058	△500,515
有形固定資産の売却による収入	38,099	893
無形固定資産の取得による支出	△14,153	△2,064
長期貸付金の回収による収入	2,471	23,540
預り敷金保証金の受入による収入	1,600	8,050
事業譲受による収入	—	2,976,999
その他	△12,821	△27,728
投資活動によるキャッシュ・フロー	△452,867	2,479,411

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年 9 月 1 日 至 2025年 2 月28日)	当中間連結会計期間 (自 2025年 9 月 1 日 至 2026年 2 月28日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	—	100,000
リース債務の返済による支出	△1,446	△4,168
長期借入金の返済による支出	△200,515	△224,669
長期借入れによる収入	162,013	158,000
社債の償還による支出	△84,500	△63,200
配当金の支払額	△3,999	△3,880
財務活動によるキャッシュ・フロー	△128,447	△37,917
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△872,659	1,030,341
現金及び現金同等物の期首残高	12,193,754	14,892,073
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 11,321,094	※ 15,922,415

【注記事項】

(中間連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当中間連結会計期間を含む連結会計年度の税金等調整前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税金等調整前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(中間連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)	当中間連結会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)
給料及び手当	984,776千円	1,051,809千円
業務委託料	368,324 "	350,279 "
賞与引当金繰入額	77,666 "	102,205 "
退職給付費用	12,723 "	13,167 "
貸倒引当金繰入額	△2,883 "	6,795 "

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)	当中間連結会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)
現金及び預金勘定	11,841,751千円	16,443,692千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△520,657 "	△521,277 "
現金及び現金同等物	11,321,094千円	15,922,415千円

(株主資本等関係)

前中間連結会計期間（自 2024年9月1日 至 2025年2月28日）

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年10月15日 取締役会	普通株式	利益剰余金	3,999	1.00	2024年8月31日	2024年11月29日

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間後となるもの該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 2025年9月1日 至 2026年2月28日）

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年10月15日 取締役会	普通株式	利益剰余金	3,880	1.00	2025年8月31日	2025年11月28日

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間後となるもの該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、リゾート事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

取得による企業結合

(吸収分割による事業承継)

当社の連結子会社である株式会社エンゼルフォレストリゾートは、2025年3月19日開催の取締役会において、株式会社大林組が営む大林伊豆熱川別荘地に係る別荘地管理事業を会社分割により承継する方針を決定し、同日、株式会社大林組との間で吸収分割契約を締結し、2025年10月1日に承継いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称	株式会社大林組
事業の内容	大林伊豆熱川別荘地の管理事業

(2) 企業結合を行った主な理由

当社グループが保有する別荘地管理のノウハウを用いることで、当該別荘地の更なる価値向上、利益拡大を図れるものと判断いたしました。

(3) 企業結合日

2025年10月1日

(4) 企業結合の法的形式

事業譲受

2. 連結財務諸表に含まれている譲受事業の業績の期間

2025年10月1日から2026年2月28日

3. 譲受事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金及び預金	0千円
取得原価		0千円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

該当事項はありません。

5. 発生した負ののれん発生益の金額及び発生原因

(1) 負ののれん発生益の金額

2,911,076千円

(2) 発生原因

企業結合時の時価純資産額が取得原価を上回ったため、その差額を負ののれん発生益として計上しております。

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	2,979,016千円
固定資産	745 "
資産合計	2,979,762千円
流動負債	一千円
固定負債	68,686 "
負債合計	68,686千円

7. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当連結会計年度における概算額の算定が困難であるため、記載しておりません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)	当中間連結会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)
宿泊部門	2,574,317	2,936,992
管理部門	1,171,340	1,344,091
不動産部門	1,143,393	1,161,048
その他	377,194	239,322
顧客との契約から生じる収益	5,266,246	5,681,455
その他の収益	—	—
外部顧客への売上高	5,266,246	5,681,455

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)	当中間連結会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)
1株当たり中間純利益	106.71円	819.20円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	426,797	3,178,500
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 中間純利益(千円)	426,797	3,178,500
普通株式の期中平均株式数(株)	3,999,500	3,880,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整 後1株当たり中間純利益の算定に含めな かった潜在株式で、前連結会計年度末から重 要な変動があったものの概要	2024年12月12日 取締役会決議 の新株予約権 普通株式 219,000株 これらの詳細については、「第 5 発行者の状況 1 株式等の状 況(2) 新株予約権等の状況」に記 載のとおりであります。	—

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの希薄化効果を有しないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

(重要な設備投資)

当社の連結子会社である株式会社エンゼルフォレストリゾートは、2025年12月26日を契約締結日としてロングライフリゾート株式会社と以下のとおり不動産売買契約を締結し、2026年3月31日に宿泊施設である固定資産(土地及び建物)を取得いたしました。

1. 取得(設備投資)の目的

当社グループは、北海道や沖縄など国内有数のリゾート地への展開を進め、エリアポートフォリオの強化を図るものとなります。加えて、上質で洗練されたラグジュアリー空間の提供により、多様化する顧客ニーズに対応し、滞在価値の向上を目指してまいります。

これにより、安定的な収益基盤の確立と企業価値の向上を図ってまいります。

2. 設備投資の内容

名称	エンゼルグランヴィア 函館	エンゼルグランヴィア 箱根	エンゼルグランヴィア 由布院	エンゼルグランヴィア 石垣
所在地	北海道茅部郡森町	神奈川県足柄下郡箱根町	大分県由布市湯布院町	沖縄県石垣市
土地面積	240,444.87㎡	8,429.00㎡	7,147.66㎡	36,349.66㎡
客室数	8室	8室	7室	8室
投資総額	1,553,101千円			

3. 稼働開始時期

2026年4月

4. 営業活動に及ぼす重要な影響

2026年8月期の連結業績に与える影響は軽微であります。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026 年 5 月 29 日

株式会社エンゼルグループ
取締役会 御中

有限責任大有監査法人
東京都千代田区

指定有限責任社員 公認会計士 坂 野 英 雄
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 甲 谷 良 太 郎
業 務 執 行 社 員

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 128 条第 3 項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社エンゼルグループの 2025 年 9 月 1 日から 2026 年 8 月 31 日までの連結会計年度の中間連結会計期間(2025 年 9 月 1 日から 2026 年 2 月 28 日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エンゼルグループ及び連結子会社の 2026 年 2 月 28 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上